

回 答 書

令和 7 年 2 月 1 2 日

志摩市長 橋 爪 政 吉

質問項目	具体的な内容	回答
仕様書 第 6 業務の実施体制 1 業務従事者(2)	常勤専従職員の配置について 専従職員 1 名を配置することにより、専従職員担当者が 今迄、指定特定相談支援事業を契約し支援を行っている 方の今後の支援はどのようにしていくのか。	現に指定特定相談支援事業を契約し支援を行っている者 が、令和 7 年 4 月以降に基幹相談支援センター機能強化 事業業務委託の専従職員として従事する場合は、担当ケ ースの引継ぎが完了するまでの間、引き続き当該ケース に関与し、円滑な引継ぎを支援してください。 引継ぎ期間は、原則として令和 7 年 9 月末までとする が、個別の状況に応じて、必要に応じて延長することが できることとします。 引継ぎは、モニタリング、記録の共有及び関係機関との 連絡等を通じて丁寧に行ってください。 引継ぎ後、一定期間（原則として 3 ヶ月間）、引継ぎ担 当者は、現行担当職員に相談しながら、ケースの状況を

		把握し、適切な支援を提供できるよう努めてください。
仕様書 第6 業務の実施体制 1 業務従事者(2)	常勤専従職員の配置について 従事者のうち相談支援専門員を兼務できるものとなっているが相談支援員の配置でもよいか。	相談支援員の配置も可能とします。
仕様書 第6 業務の実施体制 3 報告書等	令和7年度4月以降の運営事業に関する実績報告書、事業計画書、業務報告書の様式はどの様なものであるか。	添付資料のとおりです。